

平成 30 年 6 月 1 日

各位 殿

催 告 書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、北海道事業連合（乙 1）は、平成 30 年 5 月 25 日開催の総会、東京事業連合（甲）、東海事業連合（乙 3）及び九州事業連合（乙 5）は、平成 30 年 5 月 26 日開催の総会、東北事業連合（乙 2）及び関西北陸事業連合（乙 4）は、平成 30 年 5 月 27 日開催の総会において、下記の合併に関して特別議決を行いました。この合併に対し異議のある場合は、平成 30 年 7 月 7 日までにその旨をお申し出てください。もしこの期限までにお申し出がないときは、異議ないと認めたものとして取り扱いさせていただきます。

■特別議決内容

生活協同組合連合会大学生生活協同組合東京事業連合（甲）、大学生生活協同組合連合会北海道事業連合（乙 1）、生活協同組合連合会大学生生活協同組合東北事業連合（乙 2）、生活協同組合連合会大学生協東海事業連合（乙 3）、生活協同組合連合会大学生生活協同組合関西北陸事業連合（乙 4）、生活協同組合連合会大学生生活協同組合九州事業連合（乙 5）の 6 つの事業連合は、「平成 30 年 11 月 1 日をもって合併すること」を特別議決いたしました。

法的には、甲が存続事業連合となり乙（以下、乙 1～乙 5 を総称して乙という）の権利義務全部を承継し、乙が解散して消滅することとなります。

なお、合併等が厚生労働省より認可されましたら、平成 30 年 11 月 1 日に存続連合の東京事業連合の名称を生活協同組合連合会大学生協事業連合（略称・大学生協事業連合）とする予定です。

敬具

■存続連合

東京都杉並区和田三丁目 30 番 22 号
（甲）生活協同組合連合会大学生生活協同組合東京事業連合
代表理事 和久井 洋一

■消滅連合

北海道札幌市北区北八条西七丁目 1 番地
（乙 1）大学生生活協同組合連合会北海道事業連合
代表理事 佐藤 敦紀

宮城県仙台市青葉区柏木一丁目1番41号
(乙2) 生活協同組合連合会大学生生活協同組合東北事業連合
代表理事 佐藤 和之

愛知県名古屋市昭和区山手通二丁目16番地の1
(乙3) 生活協同組合連合会大学生協東海事業連合
代表理事 村本 哲也

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目7番15号
(乙4) 生活協同組合連合会大学生生活協同組合関西北陸事業連合
代表理事 末松 泰信

福岡県福岡市博多区千代二丁目21番1号
(乙5) 生活協同組合連合会大学生生活協同組合九州事業連合
代表理事 小林 陸生